

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

大 磯 町

大磯町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
大 磯 町 長
大 磯 町 議 会 議 長
大 磯 町 代 表 監 査 委 員
大 磯 町 選 挙 管 理 委 員 会
大 磯 町 農 業 委 員 会
大 磯 町 教 育 委 員 会
大 磯 町 消 防 長

大磯町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、大磯町長、大磯町議会議長、大磯町代表監査委員、大磯町選挙管理委員会委員長、大磯町農業委員会会長、大磯町教育長、大磯町消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、行政幹部会議において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、教育部局、消防部局において、それぞれの女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、教育部局、消防部局において、それぞれの女性職員

の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げる。

(1) 長時間勤務関係

ア 平成32年度までに、職員の平均超過勤務時間を平成26年度の実績(月21.1時間)から3割以上縮減し、月15時間以下にする。

時間外勤務

現在	平成26年度	平均21.1時間
目標	平成32年度まで	平均15時間以下

イ 平成32年までに、職員の年次有給休暇の平均取得率を平成26年の実績(12.8%)より2割以上引き上げ、15%以上にする。

年次有給休暇

現在	平成26年	平均取得日数	5.0日(12.8%)
目標	平成32年まで	15%以上	

(2) 継続就業及び仕事と家庭の両立関係

ア 平成32年度までに、男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を75%以上にする。

配偶者出産休暇

現在	平成26年度	取得率	25.0%
目標	平成32年度まで	取得率	75%

(3) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

ア 平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を平成26年度の実績(8.3%)より5.7%以上引き上げ、14%以上にする。

管理職

現在	平成26年度	男44人(91.7%)	女4人(8.3%)	計48人
目標	平成32年度まで	14%以上		

(4) 採用関係

ア 平成32年度までに、女性の採用試験の受験者数を平成26年度の実績(64人)より24人引き上げ、受験者総数に占める女性割合を30%以上にする。

採用試験受験者数

現在	平成26年度	男229人(78.2%)	女64人(21.8%)	計293人
目標	平成32年度まで	30%以上		

- 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期
- 3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。
- なお、この取組は、町長部局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、教育部局、消防部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げる。
- (1) 長時間勤務関係
- ア 毎週水曜日の定時退庁と毎週金曜日の積極的な定時退庁を引き続き推進するとともに、平成28年度より管理職による職員の早期退庁の勧奨を徹底する。
- イ 平成28年度より、年次有給休暇の取得目標を定め、各職員への周知を図る。
- (2) 継続就業及び仕事と家庭の両立関係
- ア 平成28年度より、育児休業制度の周知を図るとともに、男性職員の育児休業、子育て休暇の取得促進について、一層の周知を図る。
- (3) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係
- ア 平成28年度より、女性職員を管理、事業、議会部門等、多様なポストに積極的に配置する。
- イ 平成28年度より、女性職員を対象とする外部研修等への派遣を積極的に行う。
- (4) 採用関係
- ア 平成28年度より、女性が活躍できる職場であることを採用情報と合わせ、ホームページ等で広報する。